

ホルモン牛と愉快的な仲間たち

前田 陽一

新井 紫織

足立 知之

発表の流れ

- 事件の概要
- WTOパネル決定の分析
- WTO上級委員会決定の分析
- 応用編

事件の概要

事件の概要

- EUが動物成長ホルモンの利用を禁止
- EUが成長ホルモン剤を使って育てた牛肉の輸入を1988年から禁輸措置開始

理由:消費者がホルモン剤使用の牛肉の安全性に強い疑問を抱いている

アメリカ、カナダが国内産業保護として提訴

(アメリカの約70%の牛肉がホルモンを与えられている。)(1996年1月26日)

ECの禁止する6種類の 動物成長ホルモン

天然ホルモン

- エストラジロール 17B
- テストステロン
- プロトゲステロン

合成ホルモン

- ゼラノール
- Trenbolone
- MGA

アメリカの場合

- 天然ホルモンは治療目的に利用
- 6種類共に成長促進目的のために利用することは認められている。

ほぼ70%のアメリカの肉牛がホルモンを与えられている。

事件の概要

- アメリカ側は、ホルモンは人間に無害であり、EUの措置は明らかに、国内産業保護が目的と指摘。これにより、アメリカの牛肉産業は、毎年1億ドルの損失を受けていると弾いている。
- アメリカがEU製のパスタ、トマトペーストなどに報復関税をかけていたが、今度はEUがこの措置に対してWTOにパネルの設置を要求するなど、提訴合戦となっている。

ホルモン牛事件のポイント

GATT条項とSPS協定の整合性

GATTで合意された協定

TBT協定「貿易の技術的障壁に関する協定」

SPS協定「衛生及び食物権益措置の適用に関する協定」

これらの協定では、食物の安全性や技術的なことに関する国内基準は、原則としてCODEX委員会の策定する国際基準に整合化することが規定されている(ハーモナイゼーション)

Codex委員会とは？

- Codex委員会はコーデックス・アリメントリウス (Codex Alimentarius)の略で、ラテン語で「食品基準」の意味である。1962年FAO(国連食料農業機構)とWHO(世界保健機構)によって設置された。1999年4月現在加盟国は164カ国。

目的

消費者の健康を守る。特に開発途上国は食品の独自基準を定めるのが困難。

世界共通の基準を設定することによって食品の貿易の公正化を図る。

SPS協定とは

- 衛生植物検疫措置が偽装された貿易制限となることを防止し、国際基準に基づいて各国の衛生植物検疫措置の調和を図ることを目的とした「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」

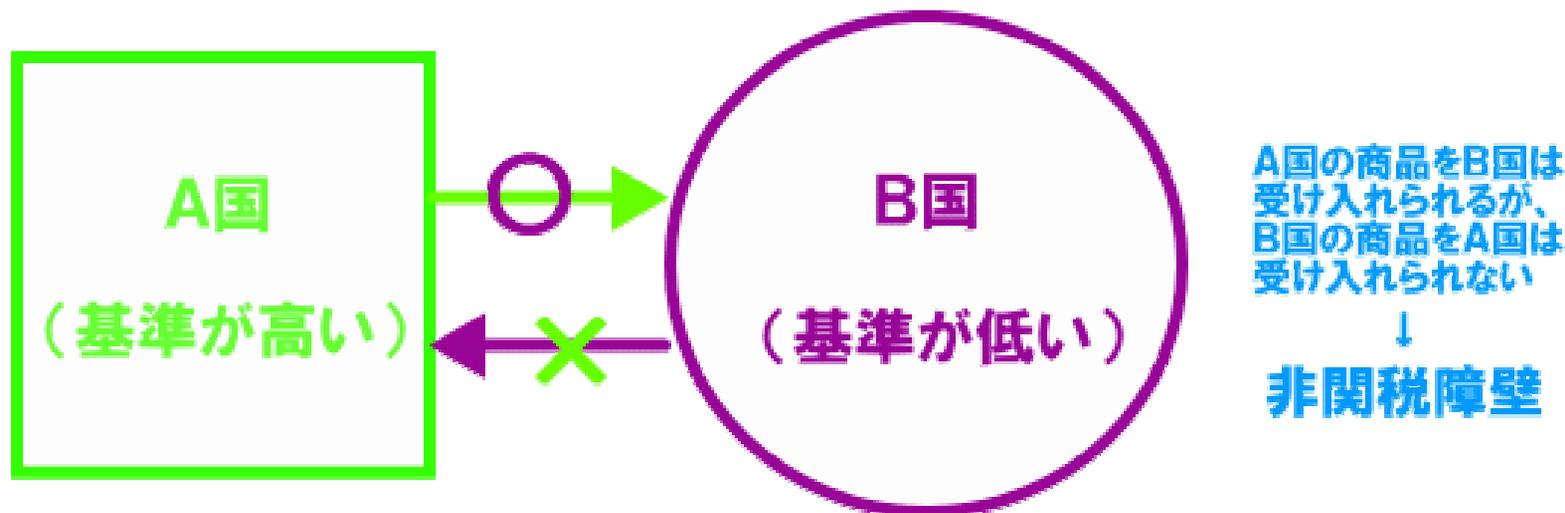
S P S 協定 3.1 条

- 加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、**自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。**

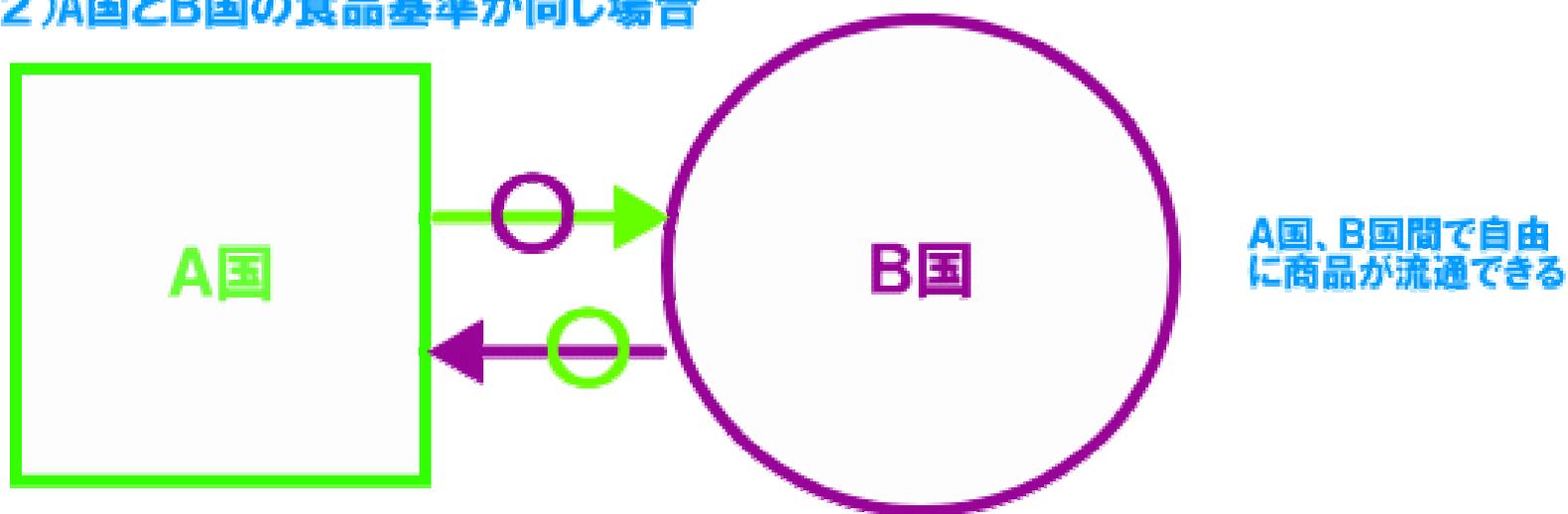
Codex基準 と S P S 協定

- Codexの基準の受託は各国の自由意志に委ねられている
- しかし、貿易紛争になれば、WTOの紛争パネルで敗訴する可能性が高いので事実上各国はコーデックス基準に従わざるを得ない。本来は拘束力のないコーデックスの基準に拘束力を与えているのがSPS協定である。

1) A国の食品基準がB国の基準よりも高い場合



2) A国とB国の食品基準が同じ場合



経緯

- | | | |
|-------|-------|-----------------|
| 1996年 | 1月26日 | 協議要請 |
| 1996年 | 4月25日 | パネル設置要請 |
| 1996年 | 5月20日 | パネル設置 |
| 1997年 | 8月18日 | パネル報告 |
| 1998年 | 1月16日 | 上級委員会報告 |
| 1998年 | 2月13日 | パネル報告・上級委員会報告採択 |

アメリカ側の主張

- ECの輸入制限措置は、国際貿易に影響を与えるものであり、危険性評価にもとづくものではない。
(SPS 5条1項に違反)
- 科学的根拠に基づくことなく制限を課すものである
(SPS 2条2項に違反)
- 人の生命や健康を害することを防止するために必要な範囲以上、衛生水準の適切な水準以上に貿易制限的
(SPS 2条3項に違反)
- 措置は国際規格、指針または勧告に基づくものではない。
(SPS 3条1項に違反)
- 異なった状況での保護水準の恣意的かつ正当化することのできない区別に基づくもの (SPS 5条に違反)

アメリカ側の主張

EUは国内産業保護をするためにこのような禁輸措置を用いていると主張

ポイント

ホルモン剤は安全か？危険か？

そこで、SPS協定にある国際基準が問題となる。

国際基準とは？

S P S 協定付属書 A 3 (a) に規定

国際食品規格とは、

食品の安全については、食品規格委員会（Codex

Alimentarius Commission）が制定した基準、針

及び勧告であって、食品添加物、動物用医薬品

及び農薬の残留物、汚染物質、分析及び試料採

取の方法並びに衛生的な取扱いに係る規準及び

指針に関するもの

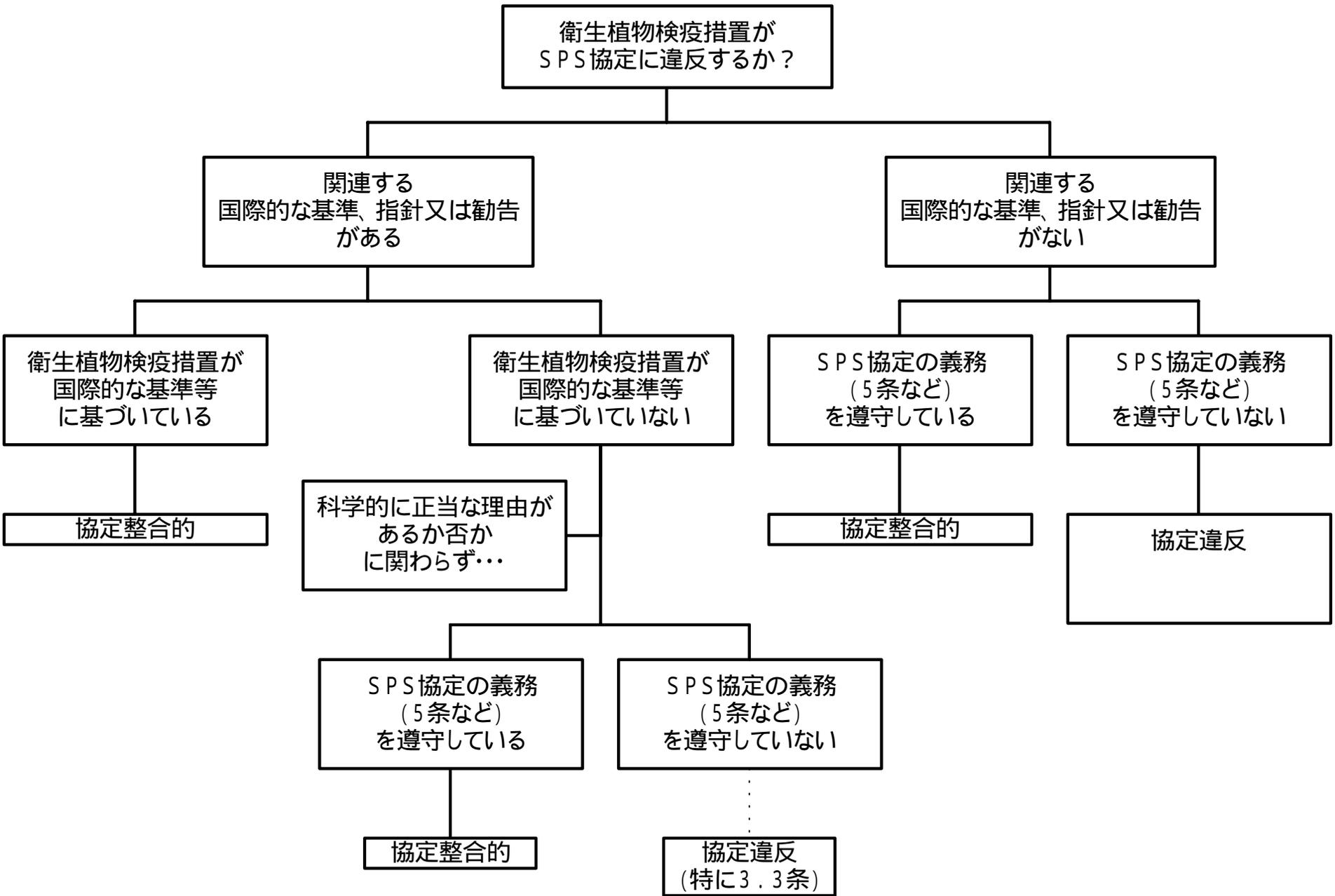
EUの主張

- GATT第3条4項違反していない。第20条(b)で正当化
- SPS協定整合性の判断はGATT違反の事実が認定された後に行うべきである
- Codex委員会の水準をよりも厳しい水準の達成を求める。(Codexはクリア)
- 米国の主張は証明責任を果たしていない。
- 予防原則に基づいている。

WTOパネル

WTOパネル決定の分析

- ECはGATT上での判決を望んだが・・・
GATT 20条b項を優先したかったが・・・
- SPS協定との整合性について検討するというアメリカの主張通る



SPS協定による判断

- 1 . EUの措置は国際基準に基づくものであるのか。
- 2 . 国際基準に基づかない場合にはその根拠を正当化することができるのか。
- 3 . 国際基準に基づかない場合にはSPS 2条及び5条と整合的か。

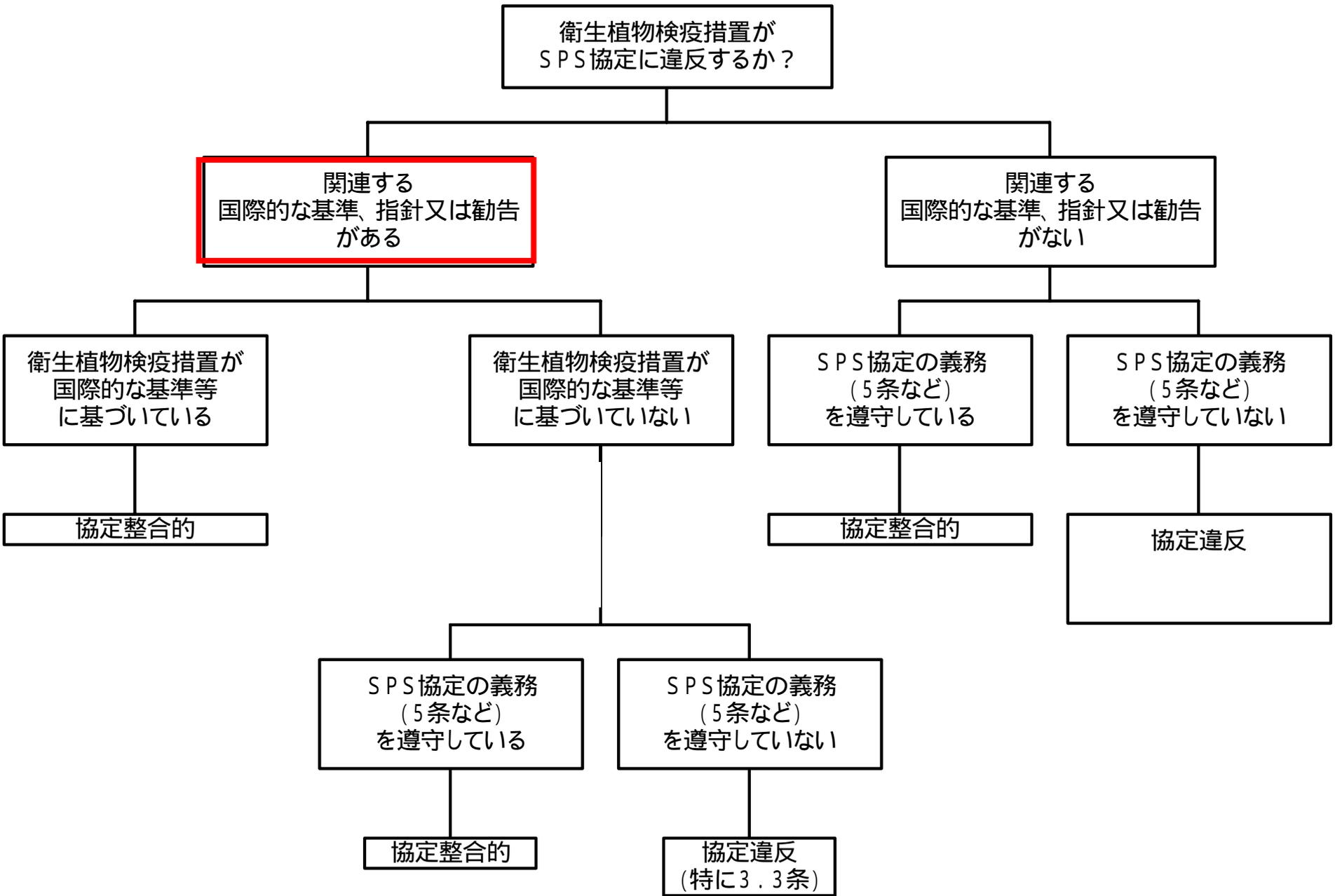
* 立証責任に関しては上級委員会の部分で説明

1. 国際基準は存在するか？

- SPS協定3条1項

加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、**国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。**

ECが禁止した6種類のホルモンのうち、MGA以外の5種類に関して国際基準(SPS付属書A第3項に定める国際食品規格)は存在



EUの措置は国際基準に基づくものか？

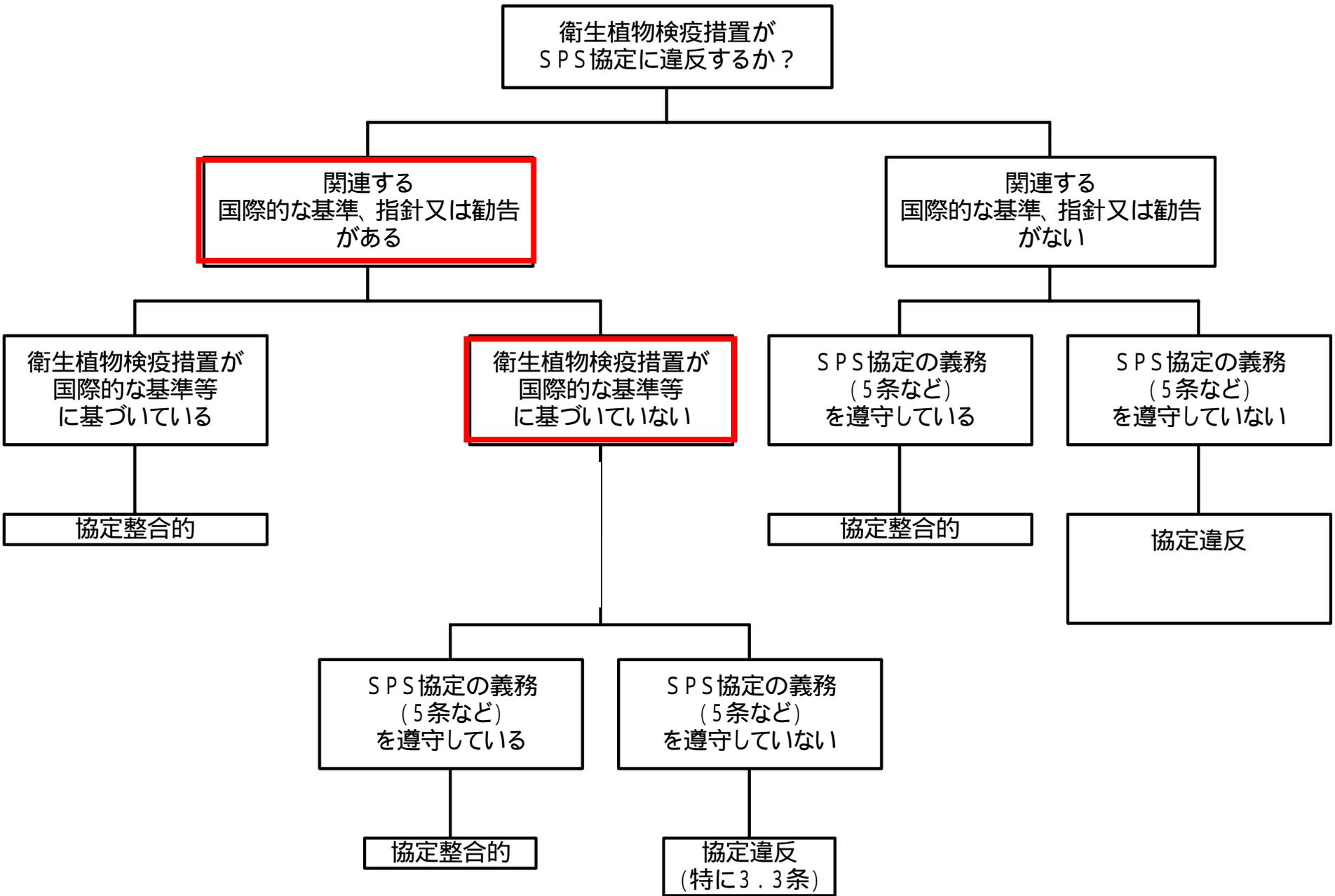
国際食品規格（国際基準）

- 天然ホルモンは成長促進のために利用しても人体への影響は考えられない。
- 合成ホルモンは一定の許容量が定められている

EUの措置

MGAを除く5つのホルモンの摂取及び残留を認めない。

既存の国際基準に基づかず、国際基準を超えたものである。



SPS協定による判断

1 . Q : EUの措置は国際基準に基づくものであるのか

A : **基づかない。**

2 . 国際基準に基づかない場合にはその根拠を正当化することができるのか。

3 . 国際基準に基づかない場合にはSPS 2条及び5条と整合的か。

2. 国際基準に基づかない場合にはその根拠を正当化することができるのか

以下の2項を満たせば正当化できる。

- その独自措置が国際基準よりも高い水準の保護を提供するものであること
- S P S 協定 3 条 3 項の要件を満たしていること
= S P S 協定 5 条及び 2 条の各項の要件を満たす必要がある。

3 . 国際基準に基づかない場合にはSPS 2条及び5条と整合的か。

結論

SPS協定5条1項違反

SPS協定5条5項違反

SPS協定5条

まず、

生命または健康に対する「危険性の評価」
をする。

そして、

「衛生上適切な保護の水準」を決定し、適用
することで、リスクを把握する。「危険管理」

危険性評価(科学的評価)

SPS協定5条1項

SPS協定5条3項

に規定

SPS協定5条1項

加盟国は、関連国際機関が作成した危険性の評価の方法を考慮しつつ、**自国の衛生植物検疫措置を人、動物又は植物の生命又は健康生育に対する危険性の評価であってそれぞれの状況において適切なものに基づいてとることを確保する。**

SPS協定5条3項

- 加盟国は、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価を行い及びこれらに対する危険からの衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために適用される措置を決定するに当たり、関連する経済的な要因として、次の事項を考慮する。

ECの対応

5条1項、3項

まず、危険性評価

次に、適切な水準達成のための措置決定

ECは危険性評価をしたと推測されるが・・・

しかし

その研究や結論がEC機関によって実際に検討されたことを示す証拠を提出してはいない。

SPS協定5条1項

加盟国は、関連国際機関が作成した危険性の評価の方法を考慮しつつ、**自国の衛生植物検疫措置**を人、動物又は植物の生命又は健康生育に対する危険性の評価であってそれぞれの状況において**適切なものに基づいて**とることを確保する。

5条1項違反

ECは危険性評価を実際に検討したことを示す証拠を提示していない

EC措置が適切な危険性評価に基づいたものであると示せていない

* また、ホルモン利用により認識可能な危険性が生じると結論付けることのできる科学的証拠は存在しない。

SPS 5 条 5 項違反

SPS 5 . 5 条との適合性

異なる衛生保護と比較可能な状況

衛生保護の水準の「恣意的または不当」な区別があるか。

「国際貿易に対する差別または偽装した制限をもたらす」区別があるか。

以上の 3 点を満たしていれば SPS 5 . 5 条に反する。

(区別の正当化) S P S 5.5 条

- 人の生命若しくは健康又は動物及び植物の生命若しくは健康に対する危険からの「衛生植物検疫上の適切な保護の水準」の定義の適用に当たり整合性を図るため、各加盟国は、異なる状況において自国が適切であると認める保護の水準について恣意的又は不当な区別を設けることが、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすこととなる場合には、そのような区別を設けることを回避する。加盟国は、この5の規定の具体的な実施を促進するための指針を作成するため、第十二条の1から3までの規定に従って委員会において協力する。委員会は、指針の作成に当たり、人の健康に対する危険であって人が任意に自らをさらすものの例外的な性質を含むすべての関連要因を考慮する。

SPS 5 . 5 条との適合性

前ページ ~ を下の3つで考えてみる

- イ) 食肉やその他の食品中で使用されているホルモンと対比される成長促進目的に使用される天然ホルモン
- ロ) 天然（自然生成）ホルモンと対比される成長促進目的で使用される合成ホルモン
- ハ) Carbodox と対比されるMGA除く本件ホルモン

イ) 天然ホルモン

ECは3種の天然ホルモンを異なっているものと主張しているが、質的な差異はない。ECはホルモン牛等の制限をする一方、自然に生成する食肉又は食品中のホルモン、治療目的、畜産技術で使用される天然ホルモンに関して制限していない。

成長促進目的とそれ以外で使用される天然ホルモンを区別している

区別にもかかわらず、ECの証拠提出なし

「恣意的又は不当」な区別

ECの措置は域内の牛肉の消費を有利に取り扱うものであり、国際貿易の制限となっている

天然ホルモン3種に関して、成長促進目的とそれ以外で使用される天然ホルモンを区別している事について正当化されておらず、ECの措置はSPS5.5条違反

ロ) 合成ホルモン

MGA以外の2種は天然の2種と「それぞれ」類似機能を持っている。合成ホルモンの残留をまったく認めない一方、自然に生成する食肉又は食品中のホルモン、治療目的、畜産技術で使用される天然ホルモンに関して制限していない。

天然ホルモンと合成ホルモンを区別している
区別にもかかわらず、ECの証拠提出なし

「恣意的又は不当」な区別

ECの措置は域内の牛肉の消費を有利に取り扱うものであり、国際貿易の制限となっている

合成ホルモン2種に関して、対応関係にある天然ホルモンを区別している事について正当化されておらず、ECの措置はSPS5.5条違反

八) Carbodoxと対比されるMGA 除く本件ホルモン

Carbodoxと本件のホルモンは異なる物質であるが、同一の健康に対する悪影響が影響成長促進目的でのホルモン利用はゼロリスクだが、carbodoxはそれほど厳格ではない

carbodoxと本件ホルモンを区別している

区別に対するECの主張は、正当化根拠とは認められない

「恣意的又は不当」な区別

ECの措置は国際貿易の制限となっている

合成ホルモン2種に関して、対応関係にある天然ホルモンを区別している事について正当化されておらず、ECの措置はSPS5.5条違反

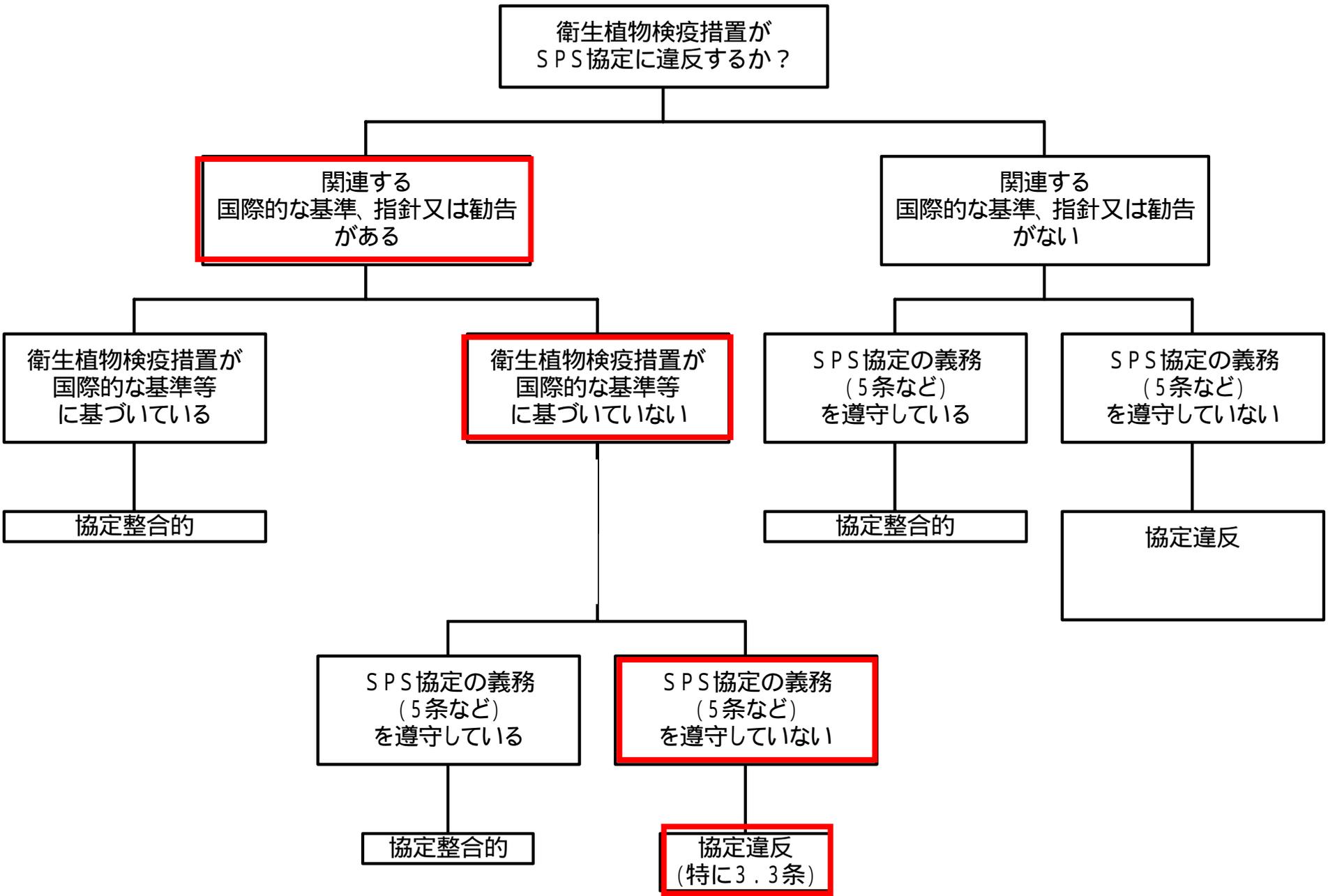
SPS 5 . 5 条との適合性

- イ～ロに関して ~ のいずれの比較においても、EUの問題の措置は5 . 5 条の要件に整合的ではない。
- SPS2条に関しては既に5条違反のため、検討なし
- MGAに関しては他のホルモンの例を踏襲して5.1条、5.5条の要件に整合的でない
- よって、3.3条によって正当化することができない

SPS 5 . 5 条との適合性

- ECは5条違反で正当化することはできなかった
 - 1 . EUの措置は国際基準に基づくものであるのか。
 - 2 . 国際基準に基づかない場合にはその根拠を正当化することができるのか。
 - 3 . 国際基準に基づかない場合にはSPS 2 条及び5 条と整合的か。

これをECは満たしていない



WTOパネルの結論

- (i) ECは、危険性評価に基づかない衛生植物検疫措置を維持したことにより、SPS協定5.1条に違反した。
- (ii) ECは、異なる状況において自国が適切であると認める保護の水準について恣意的又は不当な区別を設け、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらしており、SPS協定5.5条に違反した。
- (iii) ECは、国際的な基準に基づかない衛生植物検疫措置がSPS協定3.3条によっても正当化されないにもかかわらずこれを維持し、SPS協定3.1条に違反した。

WTOパネルの結論

- EUの措置はSPS協定と整合していないと判断された。
- つまりECのホルモン牛が危険であるという主張は科学的根拠不十分である

上級委員会

上級委員会

- 事実に関する多様かつ複雑な問題について特に重要な問題となる挙証責任などについてEU及び米国・カナダが判断を求めた。

提起された問題

- A パネルによる立証責任の配分は適切であったか
- B パネルは、SPS協定上の適切な審査基準を適用したか
- C 予防原則はSPS協定の解釈に関連を有するか、有する場合にはその程度
- D SPS協定はWTO協定発効前に執られた措置にも適用あるか
- E パネルはDSU11条に基づき客観的な事実評価を行ったか

提起された問題

- F 専門家の選定と利用、米国及びカナダに追加的な第三者的権利を認めたこと、当事国の行っていない議論に基づいて認定を行ったこと、についてパネルはその権限を逸脱していないか
- G パネルのSPS協定3.1、3.3解釈は正しいか
- H ECの当該措置は、SPS協定5.1のいう危険評価に基づいて(based on)いるか
- I パネルのSPS協定5.5の解釈適用は正しいか
- J ECの当該措置がSPS協定2.2及び5.6に合致するか否かの判断を回避したパネルの判断は、適切な「訴訟経済」か

上級委員会の判断

基本的にパネルを支持。しかし、以下の3点で異なる見解を提示している

- 立証責任の分配
- SPS3.1 , 3.2 , 3.3の解釈
- SPS5.5条の解釈

立証責任の分配

- パネルの判断を破棄。まず提訴側(アメリカ・カナダ)に挙証責任があり、その後被提訴側(EU)に不一致を反駁すべき責任は被提訴側に移る。

立証責任

- パネル EC
- 上級委員会 アメリカ側

パネルの判断を上級委員会が覆している

パネル-立証責任

- アメリカによるインド毛織シャツ・ブラウスの事例
- 3.3条の元でECの措置が国際基準に基づいていないことをアメリカが証明

EC独自措置の正当性はEC自身が立証しなければならない（立証責任の転嫁）

パネル-立証責任

SPS協定5.8

- 加盟国(アメリカ側)は、他の加盟国(EU)が導入し又は維持する特定の衛生植物検疫措置が、自国の輸出を抑制し又は抑制する可能性を有すると信ずる理由がある場合において、当該衛生植物検疫措置が関連する国際的な基準、指針若しくは勧告に基づいていないと信じ又は関連する国際的な基準、指針若しくは勧告が存在しないと信ずる理由があるときは、当該衛生植物検疫措置をとる理由について説明を要求することができるものとし、**当該衛生植物検疫措置を維持する加盟国は、その説明を行う。**

上級委員会-立証責任

- 1 拳証責任との間に必然的な関係がない
- 2 SPS5.8条は拳証責任を規定するものではない
- 3 国際基準に合致しない措置 措置している国に拳証責任(3.2の反対解釈)は間違い

提訴国が拳証責任を果たしたか否かにかかわらず、
提訴国の拳証責任を免除しているのは間違っている

SPS3.1, 3.2, 3.3の解釈

パネルの解釈

- 条文中の「基づく (based on)」「に適合する (conform to)」
100%の義務

上級委員会の判断

- 3条の目的は調和 (Harmonization)
- 調和は将来にわたって達成されるべきであり、100%の義務はない
= ECはSPS3.1, 3.3条違反をしていない

SPS5.5条の解釈

- 危険性評価を行ったことを示す証拠の提出義務を最低限の提出義務としてSPS措置を導入維持する国に課したパネルの判断を覆す。

SPS 5 条には「最低限の手続的要請」は明示的に規定されていない。

- SPS 5 . 5 条違反を認定したパネルの判断を覆す。

EU措置は「恣意的または不当な区別」を設けるものではない

= EUはSPS 5 . 5 条違反をしていない

WTOパネルの結論（REPLACE）

- (i) ECは、危険性評価に基づかない衛生植物検疫措置を維持したことにより、SPS協定5.1条に違反した。
- (ii) ECは、異なる状況において自国が適切であると認める保護の水準について恣意的又は不当な区別を設け、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらしており、SPS協定5.5条に違反した。
- (iii) ECは、国際的な基準に基づかない衛生植物検疫措置がSPS協定3.3条によっても正当化されないにもかかわらずこれを維持し、SPS協定3.1条に違反した。

結局

- しかし、5.1条の部分は違反しているので、EUの措置は交際貿易ルールに違反する、という当初の判断を改めて支持
- しかし、同時に国民の健康・衛生を守る上で独自の基準を設定する権利が各国にあることを認める見解 EUに対する批判色が弱まった
- EU、アメリカは双方ともに勝利宣言。論争に決着つかず。

総論

環境対貿易

- 国際基準より厳しいISPS基準をどれだけ自由に決定・執行できるか
 1. 拳証責任はどちらにあるか
 2. 予防原則がどこまで優先されるか
 3. 危険評価が科学的確実性との関連でどこまで厳格に要求されるか
- 予防原則は、暫定的にできる。貿易側の一応勝ち。
- お国の事情により法体系も異なる。
- どこまで科学に頼れるか？

EUその後

- EUは17の調査を実施。科学的根拠があればいいのであって、輸入禁止は続行。
- 解禁の期限である99年5月13日までに何ら進展は見られなかった。

アメリカ側その後

- EU側のレポートは、すでにWTOによって否定された科学的根拠を繰り返しているに過ぎない、と怒りを示している。米国はすでに9億ドルに昇るヨーロッパからの輸入の削除リストを用意しており、ヨーロッパが禁輸を止めない限り、報復的に適用する用意をしている

応用編

独自の国内基準を維持・導入のためには、

1. 科学的根拠
2. 根拠を検討した証拠の提出
3. 科学的根拠と国内措置との整合性を示す必要

問題とされる措置と、異なる措置を一部例外として取することを合理的に説明する必要あり。

このケースの温暖化への応用

- この問題は不確定要素が要因
- ブッシュの京都議定書離脱